

平成18年 第1回  
教育委員会定例会会議録

平成18年1月10日(火)

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2209号

平成18年第1回定例会

日 時 平成18年1月10日(火) 午前10時03分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	澤 孝一郎
	委 員	五味原 康
	委 員	小 島 洋 祐
	委 員	横 矢 真 理
	教 育 長	高 橋 良 祐

「欠席委員」 な し

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	小 林 進
	庶 務 課 長	小 池 眞喜夫
	教育政策担当課長	佐 藤 國 治
	学 務 課 長	渡 邊 正 信
	生涯学習推進課長	所 治 彦
	図書・文化財課長	宮 内 光 雄
	指 導 室 長	太 田 達 郎

「書 記」	庶務課庶務係長	阿 部 祥 子
	庶務課庶務係主査	山 本 隆 司

「会議に付した事件」

第1 会議録の承認 平成17年第10回定例会(10月11日)会議録

平成17年第13回臨時会(10月25日)会議録

第2 請願・陳情

- 1 教科書並びに教育現場での厳正な宗教的中立性の遵守を要望する請願について(請願者の趣旨説明)

第3 教育長報告事項

- 1 港区後期基本計画(素案)について
- 2 学校施設に関するアスベスト調査の結果について
- 3 生涯学習推進課12月事業実施結果並びに1月行事予定について
- 4 芝公園多目的運動場(旧芝プール)建設工事の経過について
- 5 図書・文化財課12月事業実施結果並びに1月行事予定について

6 指導室 1 月行事予定について

7 その他

#### 第 4 協議事項

1 港区教育委員会教育目標（案）について

2 港区における生涯教育の施策の方向づけについて

（ 1 ）学校教育の環境整備について

・ 区立幼稚園配置計画の見直しについて

（ 2 ）社会教育の施策について

#### 第 5 審議事項

1 議案第 1 号 港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則

2 議案第 2 号 港区スポーツネット利用に関する規則の一部を改正する規則

「開 会」

澤委員長 それでは、定刻を過ぎましたので、平成18年第1回港区教育委員会定例会を開会いたします。

既に区の新年交歓会、あるいは昨日の成人式でお会いしている方々もおありですけれども、新年の第1回ということで、明けましておめでとうございます。ことしもよろしく願いたします。

(午前10時03分)

「会議録署名委員」

澤委員長 本日の署名委員は、小島委員に願いたします。

## 第1 会議録の承認

澤委員長 早速日程に入ります。

日程第1、会議録の承認について。

10月11日の第10回定例会(第2204号)及び10月25日の第13回臨時会(第2205号)につきまして、承認ということによろしゅうございますか。

(異議なし)

澤委員長 それでは、承認といたします。

## 第2 請願・陳情

### 1 教科書並びに教育現場での厳正な宗教的中立性の遵守を要望する請願について(請願者の趣旨説明)

澤委員長 続きまして、日程第2でございます。請願・陳情につきまして、先日12月27日付で、「教科書並びに教育現場での厳正な宗教的中立性の遵守を要望する請願」が提出されました。本日の資料 1でございます。

本日は、請願者から請願の趣旨説明のご希望がございましたので、お伺いいたしたいと思います。趣旨説明を受ける前に庶務課長から報告をよろしく願いたします。

庶務課長 平成17年12月27日付で、宗教学人・本門立正宗、信徒代表、刀根重弘さんから、「教科書並びに教育現場での厳正な宗教的中立性の遵守を要望する請願」が提出されました。書記に請願文を朗読させますが、請願文が長いので、1の「請願事項」と2の「取るべき措置の内容」について朗読をさせていただきまして、以下については朗読を省略させていただきたいと思いますので、よろしく願をいたします。

書記 「教科書並びに教育現場での厳正な宗教的中立性の遵守を要望する請願について……  
基本的人権である信教の自由が侵されないために……」

当宗は法華経「本門立正宗」と名乗り、純粹に日蓮聖人の教えを現代に広めることを標榜し、活動をしている宗教学人です。先師である中川日哲上人(故人)とその師、橋本日種上人(故人)は、戦時中の国家神道政策による、天照大神のお札の祭祀強制を拒否したため、「治安維持法違反、不敬

罪」などに問われ、終戦までの2年間、牢獄に繋がれ、「銃殺しようと思えばすぐにでも出来る」等と脅されたり、過酷な拷問にあったという宗門の歴史を有している教団であります。

この度、当宗信者の子弟が学校教育の現場で、キリスト教に関する宗教教育と同等の授業を受けたと聞き及び、この現代において、宗教の偏向教育により信教の自由が再び侵されることがないよう、憲法第16条の請願権に基づき、みだしのことについて、下記のとおりお願いいたします。

## 記

### 1 請願事項

憲法第20条で「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」と規定されているにも拘わらず、著しく宗教的色彩の濃い

東京書籍出版の小学校五年用「マザーテレサ」(文部科学省の検定認可を得て、平成20年迄変更の予定なし)

東京書籍出版の中学英語、「聖しこの夜」の伝説を掲載とその解説。(平成18年度から使用採択が決定)

開隆堂、「フィンランドのサンタ村からのクリスマスカード。」(現在教科書として使用中)等の教材が文部科学省の検定に合格し、公立の学校教育現場で教科書として使用されており(使用される予定)ますが、宗教的信条を異にする者たちにとっては、当該授業を受けることは、単に快・不快の段階を遥かに超えた大いなる違和感と精神的苦痛を感じるものであり、国民に保障された基本的人権である信教の自由を著しく侵害するものですので、以下の措置を直ちに取っていただきたい。

### 2 取るべき措置の内容

(1)直ちに、前記 及びこれらと同様に宗教色が濃いと判断される教科書・教材を使用し、公立学校での授業を即刻中止するように、貴教育委員会を通じて公立の学校等へ通達を出すなど、教育現場で、今後このような教科書が使われないよう指導をお願いしたい。

(2)今後の教科書採用に際しては、憲法第20条に違反している疑いのある宗教的色彩の濃い記述については、教科書として採用しないための基準を作るなど、宗教的信条を有する者の宗教的人格権を踏みにじることがないように、宗教的中立性について、厳格な解釈を採用して頂きたい。

(3)これまでも教育現場における教師等の宗教的無関心・無頓着等からくる各種宗教行事(クリスマス・神社参拝等)が「習俗的行事」であるとの安易な決めつけから、宗教的信条を異にする生徒・学童へ、結果的に参加強制となる事案が頻発していますが、これらの現状を把握のうえ、一部参加者に多大な精神的苦痛を味あわせる虞のある宗教的色彩の濃い行事祭礼を、授業等に取り入れることのない様、公立の教育現場への指導教養を徹底していただきたい。

以上です。

澤委員長 ありがとうございます。

それでは、請願者を代表して、本門立正宗代表、中川晃荘さんから趣旨(補足)説明を受けることとします。

請願代表者 中川晃荘と申しまして、主催しております本門立正宗代表役員であります。このた

びのこと、取り上げていただきまして、まことにありがとうございます。

具体的に申しますと、「マザーテレサ」の教材は、「神」という字句・文言が9カ所、16ページに及ぶ延々たる慈善事業の主であるマザーテレサ、ノーベル賞をとった人の業績を見つつ、その業績をたたえるという名目の文章がありましたんですが、その業績のもとになる神への信仰心というものが宗教的感化力なしとするにはあまりに、日曜学校というのが昔ありましたが、そのような宗教色の濃い2時間、3時間の拘束の中で、全く無垢な幼子に対しての宗教的感化力なしと言うにはあまりにも強力な宗教色の強い、教化伝道的なキリスト教色があると思わざるを得ないからかくのごとく、これが主題であります。

それ以外に、クリスマスカードの教科書的な内容をヒントにしまして、教師側におかれましては、クリスマスカードの交換、並びにハロウィンの行事、派生的にいろいろな模倣行事をやって、クリスマス行事等は習俗であるから何ら宗教教育の意図なしという文言があります。だけれども、一般に日本人は無信仰者の信仰的無関心というのが基本にありまして、他のある宗教的絶対概念が習俗となっていると言うことにはさほど気にならないという一般的傾向はもちろん一部あるんですけども、やはり教育現場におかれましては、基礎となる絶対概念の、何十億の人たちが行っている宗教的感化力を持つ巨大な教団の感化力を容易に校内に導き入れ、教師を通してその教材を与える、その宗教行事の模倣行事を行わせるということは、これはその精神も教育現場で容認する、宗教的絶対概念の容認になる。積極的な形はとられませんが、習俗を模倣させるというのは宗教行事になりますので、このようなことも起こりやすいということがあります。

このようなことを厳しく言いますと、「学会だろう」といって、学会と言うととにかく世間的には厳しい批判にさらされた昔の記憶がありますが、我々は彼らと全く一線を画するものでありまして、彼らは釈迦牟尼、お釈迦様を本仏としてお守りせず、「日蓮本仏論」と申す下克上の見解で法華経の本質を破壊し冒瀆する教団であり、この中に居られれば失礼なんです。そのようなことでなく、お釈迦様を本仏として立てられた日蓮上人の法華経の「唯一乗の法のみ有りて、二もなくまた三もなし」の読み方というものが本来の意味の伝統的正統な法華経のあり方であります。幼児教育においても、お釈迦様の子どもとしてクリスマスケーキなどは食べない。その時節でも、クリスマスが近づいたらケーキなどを食べない。それから、昔から、明治時代以前、室町時代のずっと前から、公事くじより外にはとおおやけごとより以外にということで、公事（おおやけごと）より以外に、「公事より外に何事にも候（そうら）へ、一紙半銭出すべからず。」神札、おみくじ、祭礼等に一紙半銭出すべからず、何百年の歴史のある宗門の伝統でありまして、家庭内に幼児のころから染みついた戒律行儀であります。でありますから、鳥居の下でわらじのひもも結ぶべからずというのが、幼児のころよりしみついた宗教的純粋性であります。

これに対して、かくのごとく、マザーテレサの教材並びにクリスマスの行事等のこと、「聖しこの夜」の詳細な、習俗を踏み越えた、もっと宗教的内容に至る宗教的意義づけまでも学校の教材の課題に入れて、これを生徒が拒否できない状況のもとで教育が行われるということは、これはそれを文部省などにただしますと、「情操教育の一環として」と申されました。情操教育の一環としての向上のために、一宗派に限って、一宗教団体に限って、その宗教の教育が情操の向上に当たるという

選択肢は、まことに独断的でありまして、子どものみならず、一切衆生の情操の向上を目指すことが宗教ということでありますれば、百千の情操向上の申し出はあるわけでありまして、百家争鳴して、とりとめのない紛糾状態になることは想像するにたたくないことでもあります。でありますから、一宗派に限ってその名前を概念的に関連づけがなされることが、実に宗教の実態に遠ざけるように思いをされて、粗暴な概念づけがなされます。例えば習俗の学習のためであると。例えば異文化の体験学習のためであると。例えば情操の向上のためであるとつければ、宗教的実態が消えるかのごとき誤解をされておられるようであります。実は情操の向上ということは、まことにその宗教の本質を大いに導入しても構わないという第一義的意味がありまして、これが学校教育で行われて果たしてしるべきであるかどうかであります。我々は釈尊の不滅を信じ奉ることが情操の最高の三世にわたる向上だと思っております。「涅槃とは真実の(滅)果てもなし、智慧と力は亡びるでなし」という深遠な法味を味わうことが、人間にとっての最高の情操教育ということから見れば、浅はかな子どものやることのようなクリスマスのまねごと等をやることは、まことにあって、これは一派に偏向し過ぎて恐るべき結果を招来する。

そして、かの人々の言うことには、「私は宗教心はない。宗教心はないから、宗教を勧めたつもりはない」と言いつつも、無責任にその教材の持つ宗教的感化力に反省をなされません。その宗教的感化力は、自分が宗教を持っていないからといって宗教的感化力なしとするにはあまりに無責任な教材の選択肢であります。私はそのようなことを考えております。

そのような宗教的な偏向性は何によって来るかということ、日本人のほとんどの人と言えるかどうか分かりませんが、無信仰者、信仰心のない人たちの無頼性といいますが、無法性といいますが、絶対的概念。例えば近年いい例がありますが、ニューヨークかどこぞでクリスマスツリーを飾るのでありますが、シティホール、市役所、区役所等で、クリスマスツリーはかのキリスト教国にあってはまことに普通の習俗ではありますけれども、ユダヤ教、それからクエーカー教、それからメソジスト等々、クリスマス等について否定的な宗派がありますがゆえに、それを習俗としてだけある「クリスマスツリー」の名さえこれを拒否しまして、欺瞞的ではありますが、「ホリデーツリー」などと申しまして、市役所並びに公共施設の中にクリスマスツリーを飾りました。「ホリデーツリー」と名を変えました。名は体をあらわすであります。習俗の名は、習俗の祭礼の行事、習慣的、社会的表明をされた具体性のあるものであります。その祭礼はまた、宗教的絶対概念を必ず備えておるとあって、絶対的宗教観念が拮抗している世界では、このような宗教的中立性という民主主義の原則だと思えます。

宗教心はぶつかり合うものである。他宗は必ず自分の絶対概念を持って、他宗に対しては戦闘的にこれを否定的に扱う。絶対的な概念のぶつかり合いを避けるために民主主義の中立性の護持というところに基本がありますので、その基本を無法に破っていく過程は、例えば「マザーテレサ」のような教材が許された場合に、かくのごとくの事例が許されるならば、ある教団、組織的な巨大な教団などがあらゆる手を使って、我々の師匠たる人の伝記を載せてくれといった場合に、それは宗教的中立性があるゆえ、他宗教があるゆえ、他の仏教徒がいるゆえ、それはできませんと断る理由がなくなります。このようなクリスマス行事のごとき一習俗として、キリスト教の聖人、マザーテ

レサという聖人を引用したからいいのだというには、あまりに安易な宗教色だと思います。

だから、これに対して現場で ここにも書いております。私が指示して書かせたものですが、現場で「先生、そのような神さんはおらん」とうちのおやじが言うておりました。神さんはおると先生はお思いですか。そんなものはないということでこの授業はせんでくださいとクレームがついた場合に、教師の側はいかような対応をなさるおつもりかということであります。「神がおるといいなさい。そのような異端のことを言う以上は、自習室に行ってやりなさい」。また、「神がおるといことは信じなければいけません」と、あたかも牧師のように言うか。先生も神様のことはわかりませんから、わからないなりにそれでいいのです。「神はいないかもわかりません」と言って、また反対にキリスト教の子弟がいた場合には問題が紛糾する等々、やはり相手の状況、日本国ならば、百千の仏教徒がいて、それぞれ宗派の絶対性を曲がりなりにも持った経過があるわけですから、キリスト教一辺倒の行事とか習俗の倣いとかということで、概念的に「習俗」という概念でキリスト教の実体に網をかぶせでも、それは単なる宗教的脱色を計っているだけで宗教的現実の感化力はそんな宗教的脱色によっては消すことはできません。上のような宗教的現実の実体とその習俗との関係について厳正に判断をいただければ、それらは宗教的教材として選択的に除去排除すべきことだと考えます。この内容がご理解いただけないと、宗教的中立性は守ることができないと考えます。我々はそれを望むわけであります。ぜひこの趣旨をご理解いただかねばならないのではないかと考えます。我々が育った時期には、ある程度左翼的な勢力の強いときにはそのようなことが厳正に守られておりました。

例えば靖国等のことで森元首相なんかがおっしゃっておるように、習俗的なものがいんだということで靖国を認めています、ああいうものも含めまして、習俗となって社会儀礼上の絶対性と宗教的絶対性は相容れないものであります。社会的には同胞を悼むという世俗的な絶対性が宗教化されてはならないと考えなければなりません。これは特化してはいけませんというのが我々の主張でありまして、そのことを含めまして、キリスト教の習俗そのままを教育の中で、習俗という名をかぶせてキリスト教の影響力なしとするには、あまりにも無謀な、無信心者の適用の法則が多く見受けられます。そのような無信心者であるがゆえに、自分が痛みを感じない、無信心者の無法という思考傾向が感じられます。自分が絶対観を持っておりませんので、キリスト教の絶対的な精神のあらわれであるキリスト教祭礼の習俗行事にはさほどの痛みと痛痒を感じません。

そういうことでございます。長くなりました。

澤委員長 では、ご説明が終わりましたので、内容確認等で何かご質問等がございましたら。

小島委員 代表ということなので、福岡にお住まいなのですか。

請願代表者 私は福岡で、遠賀郡のそこに住んでおります。

小島委員 わざわざ東京に。

請願代表者 いえ、ほかの用事も、信者さんの用事もありましたので。

小島委員 教育委員会としては、港区の教育委員会をおやりに……。

請願代表者 東京は結構通勤族が多うございまして、短期間ではありますけど、点々と、田園調布だとか、あちこちに。短期間ではありますけど、そのときにぱっとそういう例が出まして、入って



こられる。それから、八幡製鉄の近所の君津に行ったりして、点々と。特に東京近辺に転勤される方があって、全国点々とするから、そうなるのだんだんと広がっていかざるを得ない。

小島委員 どういう理由で港区に来られたのかなと思ひまして。

請願代表者 特化して来たわけではありません。東京の何区かに出させていただくつもりであります。

小島委員 お立場上のご趣旨はよくわかりましたので。

請願代表者 そのように計らっていただければ……。心を少しそこに向けていただく、注意事項を知っていただくと、少し結果は違ってくると思っております。

澤委員長 ほかに何かございますか。

ちょっと立ち入った話になってしまうかもしれませんが、この本門立正宗というご信者の方は、遠賀郡のあたりが一番多いのですか。

請願代表者 やはり九州近辺ですね。それから、転勤で大分や、こちらでは木更津、君津あたりから関東に随分、戦後に移られた方が多くて、そこに私は時々出向くという感じで。聞きますれば、そういうこともない例ではないものですから、特に東京は集約的にそのような縮図的な面がありますので。

澤委員長 今、小島委員の話のように、ご趣旨はよくわかります。私も大学で教えているんですけども、卒業生にモルモン教の信者の学生がいます、年賀状は、自分の信念で交換しないので、「先生、失礼します」と。確かにいろんな宗教があって、その中で中立性をもって教育をどうやってやるかということなのですが。問題提起していただいて、我々もしっかりと受けとめさせていただきます。

請願代表者 我々から言いますれば、キリスト教は、造物主たる「神」が「無」から天地創造して、この地球と人間と万物を創った、ゼロからこの世界を全知全能の神が創って今のこの現実世界があるというお話であるが、神の全知の見通しでこの世界があるとすれば、今のこの現世界の現象万差の悪や苦悩や病悩等の重い実在も、無明煩悩の実在も、神の第一原因があつての万差の事象というにはあまりにも幼稚な現実離れのした世界観であるのでありまして、あまりにも実相の真実、即ち、実世界の深刻な因果の真実からかけ離れたお伽話のような世界観・人間観であります。話としては単純でわかりやすいが、あまりにも実相にかけ離れた、実相に違背する、背真理と判定解釈せらるべき宗教、因果律否定の宗教といって、仏教を内道というときこれらの宗教は「外道の教え」と申します。因果律否定の諸宗教は回教も神道もちろんキリスト教もみな、内道仏教のお釈迦様の教えに背く、外道の邪説だと言い得るのであり、その内容に基づく話を、われらの信者の子どもたちは幼児の頃から聞かされておりますので、子どもたちにとってはクリスマスは禁忌事項なのでありまして、クリスマスケーキなどはとんでもないという、そういう重大な禁忌事項なのであります。それを先生・生徒の前でやすやすとクリスマス会をしましょうとか、ハロウィンの行事をしましょうと言われることは、実に不見識なことを表明され、そういうことが児童としてはクレームつけられませんか。つけるといじめなんかになったりする例もあつたりする。だから、差別的要素が若干そこに萌芽していく、展開していくわけですね。秘密を守っておれば済むんですけど、やは

り宗教的絶対性について言えば、われらの日種上人・日哲上人という方は軍部にまで鐘やろうそく立ての金物を出すことも拒否しまして、「人殺しの道具にびた一文出せん。人を助けるは出家の役目、人殺しの道具に寺が出しているそうだけど、そんなばかなまねはできんぞ」また、「天照皇大神の神礼の祭祀などお上の命令でも、二重祭祀ということはまかりならんぞ」ということをいわれて、当時不敬罪、大政治安維持法違反で特高警察に検挙、拘束されまして、ご本尊も取り上げられて、弾圧、解散させられたのを、戦後、鋭意努力して持ち直してここまで来て、我々は受け継いでおります。だから、大石寺派や創価学会にも、もしおられたら申しわけないけど、常に言っているが、釈迦佛の不滅は蓮華の種子の不滅と同じであり、釈迦佛を否定しては、法華経でなく、日蓮情人を継承する人として、ありえないという立場にあります。

澤委員長 よろしゅうございますか。

ありがとうございました。

請願代表者 ご清聴感謝します。ありがとうございました。よろしくお計らいください。

### 第3 教育長報告事項

#### 1 港区後期基本計画（素案）について

澤委員長 それでは、日程第3、教育長報告事項に移ります。

港区後期基本計画（素案）について。庶務課長、よろしくお願いたします。

庶務課長 それでは、資料「港区後期基本計画」、この厚い本と、それから「（素案）のあらまし」というものを使ってご説明させていただきたいと思います。

まず、この厚い本文のほうの目次をお開きいただきたいと思います。この構成ですが、第1部が「総論」、第2部が「基本計画の内容」ということで各論になっております。第1部は、「計画の考え方」の第1章と、第2章で「重点的に取り組む10の課題」という形になってございます。第2部では、149ページ以下になりますが、「はぐくむまち（福祉・保健・教育）」という形で、教育分野の大半がここに掲載をされております。それでは、「（素案）のあらまし」の薄いほうをごらんいただきたいと思います。

まず、1ページをごらんください。

小島委員 前回もらったのですか？

庶務課長 はい。きょうお持ちでないですか。そうしましたらば、本文の第1章、3ページから「計画の考え方」となっております。

まず、「計画策定の背景」でございます。港区基本計画は、平成14年12月に策定しました基本構想の目指す港区将来像「やすらぎある世界都心・MINATO」の実現に向けて、区が取り組むべき目標や課題、施策の概要を体系的に明らかにしたものです。これまで平成15年度から6年間の計画期間とする基本計画に基づいて施策を推進してきたわけですが、予想を上回る人口増加、それから、良好な財政状況を踏まえて、積極的に課題に対応していく必要があるということで、計画の後期3年、平成18・19・20年度の見直しを行うこととしたものでございます。

「基本姿勢」ですが、本文では4ページのところに当たります。地域の課題は地域で解決すると

いう考え方に基づいて区民と区との新たな関係の構築が求められるということで、三つの基本姿勢を掲げております。一つは「地域の個性の尊重」、2番目に「区民参加による施策づくり」、3番目に「多様な主体との協働の推進」ということをごさいます、これらを通じて「区民のだれもが誇りに思えるまち・港区」の実現を目指してまいります。

この「あらし」の2ページ、「人口の想定」ということです。本文でいいますと、11ページからになります。港区の人口は、大規模マンション開発などの要因で急激な増加を続けておりまして、平成21年には19万3,000人に達し、平成27年には20万人を超えると想定をしております。特に芝浦港南地区の増加が非常に顕著だということをごさいます。

次に、3ページの「財政収支の見通し」です。本文ですと、14ページが財政収支の見通しということになります。港区の財政ですが、これまで取り組んできました行財政改革の成果、それから人口回帰に伴う特別区税の堅調な伸びに支えられまして、財政の弾力性をあらず常収支の比率、あるいは、財政力の強さを示す財政力指数ともに極めて良好な水準で推移をしてきているということ踏まえまして、質の高い行政サービスを安定的に提供するように努めていく。区の蓄えてきた強みを発揮し、積極的な区政運営を進めますということをごさいます、後期期間3年間の財政規模は総額3,226億円を予定しております。

次に、「計画の構成」です。「あらし」ですと6ページ、本文では16ページをごさいます。ここは見直しに当たっても変えておりません。港区の将来像がありまして、分野別計画ということで3分野です。「はぐくむまち(福祉・保健・教育)」が教育の分野に当たります。この大きな柱のところは変えてございません。

7ページ、第2章、「重点的に取り組む10の課題」ということです。計画事業を着実に実行しながら、区政が直面する10の重点課題について柔軟に解決するように努めますということで、そこに「コミュニティ活動の支援」以下、10の課題がごさいます。これについては、臨機応変、適宜適切に必要な分野へ財源を投入し、港区ならではの質の高い行政サービスを展開するというようになっております。

この中で、「豊かな心を育む教育環境の整備」ということで、これが教育の部分になります。この「あらし」でいいますと12ページをごさいます。本文でいいますと、26ページ、27ページに当たります。「地域ぐるみで豊かな心をはぐくむ教育環境を整備します」ということで、主な計画事業ということで、そこに六つ、特別支援教育の推進、国際コミュニケーション能力の育成を図る教育の推進、小学校からの英語教育の展開、学校図書館の充実、エコスクール計画、区民に身近な教育センターの施設整備というものを掲げてごさいます。

それでは、各論のご説明に入りたいと思います。本文のほうの149ページ以下が「はぐくむまち(福祉・保健・教育)」になっております。1枚おめくりいただいて、150ページをごらんいただきたいと思います。施策の体系図がごさいます。ここに色のついた計画計上事業ということと、白いところとあります。これは何かといいますと、40ページに、緑の紙が入っておりますけれども、ここに「施策の体系の表示について」ということの説明があります。計画計上事業に色がついている事業は、基本計画で計画化している事業。それ以外の事業については、基本計画に計画していな

い事業、あるいは、計画事業ではないが現実に執行している事業、将来必要と見られる事業という形になります。説明は、この計画計上事業を中心に説明をしていきたいというふうに思います。

まず、153ページをごらんいただきたいと思います。10)「放課後児童育成事業の推進」です。区立小学校において、子ども中高生プラザ、児童館、学童クラブと連携をとり、放課後における児童の居場所を整備いたします。平成18年度に既に3校、平成19年以降も拡大をしております。

次に、162ページをごらんいただきたいと思います。ここが学校教育の部分でございます。「特色ある学校教育の充実」で、7)「特別支援教育の推進」があります。いわゆるLDやADHD等の児童・生徒の特性と能力などの可能性を最大限に引き伸ばす教育を推進するという事で、学習支援員の育成として、毎年50人ずつ育成し、派遣をしています。

163ページです。「社会の変化に対応した学校教育の推進」ということで、1)「国際コミュニケーション能力の育成を図る教育の推進」でございます。インターネットによる海外との交流授業、小・中学生の海外派遣事業を実施いたします。海外派遣については、平成18年度調査、平成19年度から小・中学生各50人を派遣いたします。

次のページをごらんいただきたいと思います。2)「小学校からの英語教育の展開」です。構造改革特区認定を受けて、小学校に国際科を新設、中学校の英語の授業時間をふやし、英会話を中心とした活動を推進し、豊かな国際感覚を身につけた児童・生徒を育成するものです。平成18年度は小学校8校、中学校7校で実施し、平成19年度から小学校19校、中学校10校の全校で実施をします。

次に、3)「日本語適応指導の推進」です。帰国児童・生徒や外国人児童・生徒の日本語の習得のため、日本語学級を拡充いたします。平成18年度に小学校1校、平成19年度に中学校1校を計画しております。

次に、5)「学校図書館の充実」です。平成18年度15校、平成19年度12校の計27校を予定しております。

次に、6)「エコスクール計画」です。環境教育の一環として、学校版ISO、校庭緑化、校舎の屋上緑化・壁面緑化、自然エネルギー発電設備設置、エコ給食ネットを進めます。校庭緑化につきましては3年間で5校、屋上緑化は8校、壁面緑化1校、自然エネルギー発電設備の設置は平成17年度末までに3校実施をしております。平成18年度以降につきましては、現在のところ、具体的な設置予定はありませんけれども、環境学習の教材ということで、学校の意向・要望を十分踏まえる中で対応してまいります。エコ給食ネットは、平成18年度6校、平成19年度6校、平成20年度3校の計15校で実施をしております。

次に、165ページ一番下、の「学校施設の整備」です。校舎、園舎等の整備です。老朽化した校舎等の改築を進めます。

次に、166ページに計画の年次が書いてございます。小学校は、3校について、平成18年度基本構想・基本計画、平成19年度基本・実施設計、平成20年度改築中、さらに平成20年度は1校について基本構想を計画しております。中学校については、2校について、平成18年度基本・実施設計、平成19年度改築中、平成20年度完成を予定しております。幼稚園につきましては、

白金台幼稚園が平成18年度基本・実施設計、平成20年度完成、さらに小学校に併設の3幼稚園を小学校の改築計画にあわせて実施をいたします。

次に、5)「(仮称)学校歴史資料室の設置」でございます。統合となった学校の貴重な資料を活用するため、教育センターとの併設及び新郷土資料館との連携による(仮称)学校歴史資料室を設置いたします。平成18年度基本計画、平成19年度基本・実施設計、平成20年度建設中の計画です。

次に、「教育センターの機能の拡充と整備」です。167ページでございます。

1)「区民に身近な教育センターの設置整備」です。児童・生徒の学習拠点として、また保護者や区民等が広く利用できる施設として教育センターを整備いたします。平成18年度、あり方の検討・基本計画、平成19年度基本・実施設計、平成20年度改築中を計画しております。

次に、ちょっと飛びますが、173ページをお開きください。「幼児教育の推進」ということで、2)「3歳児保育実施幼稚園の拡大」でございます。区立幼稚園での3歳児保育実施園を平成20年度までに新たに2園拡大をいたします。

次に、またちょっと飛びます。205ページをお開きください。下のほうです。「スポーツの場の確保」でございます。区民が身近な場所で気軽に継続してスポーツする場所を提供します。

1)「スポーツ施設の整備」です。スポーツセンターの中央棟・アリーナ棟の基本構想・基本計画・基本設計を順次進めてまいります。また、旧芝プールについては、平成18年度の完成を予定しております。

1枚おめくりいただきまして、206ページです。「スポーツ活動の促進」です。

2)「総合型地域スポーツクラブの設立」です。スポーツを通じたコミュニティの強化を図るため、小・中学校の施設を核として、体育指導委員等と連携した総合型地域スポーツクラブを設置いたします。1組織の設立準備を計画しております。

次に、212ページをお開きください。「図書館機能の充実」です。まず、3)「図書館の整備」です。平成18年度は赤坂図書館の完成、平成20年度は麻布図書館の完成。みなと図書館については平成18年度調査、平成19年度基本構想、平成20年度基本計画を計上しております。

次に、5)「団体貸出しの充実」でございます。図書館機能をより充実させるため、学校図書館や国会図書館等との連携を強化し、あわせて学校図書館等への団体貸出しを充実します。貸出し冊数を毎年1,700冊ずつ、3年間で計5,100冊を予定しております。

次に、6)「IT図書館の推進」です。図書館資料のICタグ装備など、インターネットや新しい情報通信技術を活用した図書館サービスを実施します。なお、ICタグについては、次のページの下のほうに注釈がありますように、ICチップとアンテナから構成され、装着した物品の識別情報の記録、遠隔場所からの情報読み取りが可能となるもので、業務効率化として活用が広がっているものです。このICタグの装備導入を5館、自動貸出し等の活用を5館で実施いたします。また、新図書館システムも充実してまいります。

次に、217ページをごらんください。一番下、「歴史的・文化的遺産の保全・継承」でございます。

1)「新郷土資料館の設置」です。平成18年度、平成19年度、調査・研究を行い、平成20年度に基本計画を計上しております。

以上、教育関係の計画計上事業を中心に素案について説明をさせていただきました。なお、この素案につきましては、議会の常任委員会のほうでも1月から質疑等が始まりまして、2月21日ごろの庁議で計画を決定していくという予定になってございます。

簡単ですが、以上でございます。

澤委員長 「港区後期基本計画(素案)」につきまして、教育関係を中心に説明をもらいましたけれども、何かご質問等ございますでしょうか。

教育長 3年間の見直しですので、量としては、学校教育、生涯学習、それぞれ質・量とも充実しているということで、これからの教育委員会の中でも、平成18年度すぐに取り組んでいく、例えば子どもの海外体験学習の計画・立案とか、そういったことがありますので、そのために報告をしっかりと受けながら詰めていければなというふうに思っています。

澤委員長 今、教育長の話のように、人口増加、あるいは予算が比較的よくなっていることで、人口増加に対しては設備の拡充・充実ということ、教育内容につきましても、教育長の話にあったんですけども、色がついているのは重点的に実行するものですか。

庶務課長 計画計上事業として、年度毎の数値目標を定めて実施するものです。

澤委員長 具体的にある程度計画している。そういうところから外れているのですが、「教職員の資質の向上」というのがあります。

小島委員 何ページですか。

澤委員長 161ページの「施策の体系」の のところに、「生き生きとした学校教育への支援」というところがあるのですが、先生方の資質の向上というと、今の先生が質が悪いというわけではないから、ちょっと表現が適切じゃないかなと思うんですけども。先生方への支援というか、研修制度みたいなものというのは、もうちょっと港区ならではのものを考えていく必要があるのではないかと。要するに、先生方へのフィードバックといいますか、給料は東京都から出ているので、給料を上げるわけにいかないんですけども。港区へ来て、港区って先生方に対してはこういうことをやっているんだというものは、指導室長、何かあるんでしょうか。

指導室長 現在は、東京都の研修体系に基づいてライフステージに応じた研修ということで実施しておるわけですね。大きな柱として、初任者研修、それから10年経験者研修というのがあるんです。その期間、一人一人の先生方がつくっている、いわゆる10年先を見通した研修計画というもの全員持っていて、それに基づいて研修という形は今もあるはずなんですね。

ただ、この研修内容というのは、現在では、東京都が行っている研修がメインになっております。その一方で東京都は、今後、都立学校を支援する方向にシフトしていくという形になっておりますので、今後、新しい教育センターの構想とあわせて、港区独自の研修制度、研修体系というのをつくっていく必要がある。その中では、例えば退職された力のある先生方、あるいは校長先生方のそういった人材を活用していくとか、あるいは、区内の大学の講座への受講、こういったことも含めて、港区でしかできない研修体系を早急に確立していく必要があるかなというふうに思います。

教育長 指導室長につけ足しをしてはいけないと思うのですが、1月の指導室事業というのは後で報告されますけれど、この中には、港区独自の研修というのは幾つもの、内容的にも、項目的にもありますので、また後ほどこれについての説明を受けるといことで、それを今、指導室長が言われたように、きちんと体系づけていくことがより一層必要になってくるのではないかと思います。

庶務課長 今の説明は165ページの3)といことで、「教職員の資質の向上」といことで、指導室長が言われた内容についての記載があります。

澤委員長 わかりました。ほかに何かございますでしょうか。

盛りだくさんあるので、きょうだけではなくて、また何かご意見があれば伺いたいと思います。それでは、よろしゅうございますね。

## 2 学校施設に関するアスベスト調査の結果について

澤委員長 それでは、報告事項の次でございます。学校施設に関するアスベスト調査の結果について。同じく庶務課長、よろしく願いいたします。

庶務課長 区有施設のアスベスト調査につきましては、昨年8月から区立小・中学校・幼稚園を含む全区有施設を対象に実施するといことで、本教育委員会でもご報告をいたしました。まだすべての区有施設について調査は完了しておりませんが、小・中学校及び幼稚園について調査が終了いたしました。その結果について口頭ではありますがご報告いたします。

調査は、目視による調査と成分分析調査による方法でございました。調査の結果ですが、アスベストが使われている施設は1カ所のみでございました。その1カ所は、赤坂中学校で、3階美術準備室の天井に吹きつけ剤が使われておりました。含まれていたアスベストの種類は、クロシドライト（青石綿）というものです。なお、飛散の有無を調べるため同時に行った空気中のアスベスト濃度測定では「問題ない」という結果が出ております。

今後の対応ですが、今週から赤坂中学校の関係者、議会、「広報みなと」等による公表 「広報みなと」の2月1日号を予定しておりますけれども、順次行ってまいります。また、赤坂中学校につきましては、すぐ危険といことではありませんが、念のため、今年度中にアスベストの除却等の措置をとる予定でございます。

簡単ですが、以上でございます。

澤委員長 学校施設に関するアスベスト調査の結果につきまして、庶務課長より説明がありましたけれども、何かございますでしょうか。

赤坂中学校1件といことで、これも早急に手当てしていくといことですが、よろしゅうございますか。

## 3 生涯学習推進課12月事業実施結果並びに1月行事予定について

澤委員長 続きまして、生涯学習推進課12月事業実施結果並びに1月行事予定について。生涯学習推進課長お願いいたします。

生涯学習推進課長 それでは、お手元の資料のナンバー2をごらんください。

まず、12月の実績表でございます。ごらんとおりでございます、一番最後の行ですけれども、14日に社会教育委員の会議の第9回定例会を行いました。既に社会教育委員の答申が出ておりまして、今回は図書館の基本計画が策定されました。それから、新郷土資料館の基本構想が策定されましたので、それらについてのご報告をさせていただきました。また、総合型地域スポーツクラブについてのご協議もいただきました。

1枚めくっていただきますと、1月の予定表でございます。一昨日まで少年リーダー教室を長野のネイチャーセンターで行いました。これは青少年委員に委託をしておりますけれども、皆さん元気で戻ってまいりました。昨日は「成人の日記念のつどい」を行いまして、1,626名の対象者中821名の参加がございました。

1月の予定は以上のとおりでございます。

その次のページがスポーツセンターの利用の状況。めくっていただきますと、運動場の利用状況、学校の屋内プール、小・中学校一般開放、遊び場の開放、ごらんとおりでございます。

報告は以上でございます。

澤委員長 生涯学習推進課長から報告をもらいましたけれども、何かございますでしょうか。今、課長から話がありましたように、昨日の成人式では50%を超える参加者ということで、非常にいい形で進行されたと思いますけれども。

五味原委員 大体例年並みですね。

生涯学習推進課長 おおむね例年並みでございます。

五味原委員 例年と少し違っていたのが、身障者の方が少なかったなということと、それから、外国籍の方が少なかったかなという感覚を得たんですが、この辺はいかがだったんでしょうか。まだ集計できておりませんか。

生涯学習推進課長 現在、地域ごと、あるいは今おっしゃられました外国人等の集計を行っておりまして、詳しい数字はまだ手元にきておりません。総数だけの数字でございます。また次回にでもご報告させていただきます。

澤委員長 ほかにはよろしゅうございますか。

#### 4 芝公園多目的運動場（旧芝プール）建設工事の経過について

澤委員長 続きまして、芝公園多目的運動場（旧芝プール）建設工事の経過について。同じく、生涯学習推進課長、よろしくお願いたします。

生涯学習推進課長 それでは、お手元の資料ナンバー3をごらんください。芝公園多目的運動場（旧芝プール）建設工事の経過についてでございます。

プールの建設残土を処分するために、建設の事業者がプールの解体工事に着手する前の7月に、プールの周辺の植栽土のサンプリング調査をいたしましたところ、鉛等が検出をされたということでございます。

このため、営業を終了した10月から、東京都の環境局の指導によりまして、地歴の調査、それから、プールの敷地全体の土壌調査を行いました。その結果、地歴的には土壌が汚染される可能性



がなく、また、本格的な調査を行いました結果からも、プールの本体の敷地からの鉛等の物質は検出されませんでした。

この調査のため、10月の下旬から工事を中断しておりましたが、環境局に調査結果の報告を行い、工事再開の了解を得ましたので、1月10日、きょうからですけれども、工事を再開することになりました。

なお、環境局の指示によりまして、1月中に植栽土の調査を行った上、土壌の除却などの措置を施すことになっております。

調査の結果の中身でございます。ここは大正12年に東京市の芝公園水泳場として開設されまして、それ以前は、寺院であったため、有害物質の取扱事業所はなく、また取り扱った経緯もないため、土壌の汚染はないということが地歴の調査の結果でございます。

次に、土壌調査の結果ですが、環境局の指示に従いまして調査を行いましたところ、土壌の溶出、含有量とも指定の基準以下でございました。ただ、鉛が検出されました植栽土の2地点については、調査をしたところ、含有量につきましては表層部分で基準を超える数値がございました。しかし、溶出量等の調査では基準値以下の結果でございました。

次に、周辺住民への対応ですが、周辺にお住まいの方々には、1月5日に工事再開するという旨のお知らせを配布して対応しております。

以上、私のほうからのご報告を終わります。

澤委員長 芝公園多目的運動場建設現場で鉛が検出されたということで、その経緯を報告もらいましたけれども、何かございますか。

五味原委員 約2カ月おくられているわけですが、予定では本年度7月にオープンだったが、どのくらいおくれる予定でございましょうか。

生涯学習推進課長 今のままでまいりますと、9月に工事が完成をするのではないかとということになります。屋外建築物の工事でございますので、天候に左右する部分が結構多くなりまして、普通のビルですと、屋根をつけてしまいますと、あとの中の工事がどんどん進められるんですけども、屋外の建物につきましては、天候によって工事がとまってしまうこともあります。そういったリスクも考えますと、2カ月は延びてしまうかと。そうすると、プールでございますので、まさにプールの最盛期にプールがないということになります。その辺については、今、施設課のほうに、もう少し工事を短縮するための工夫ができないのかどうかということの検討をお願いしております。

澤委員長 ほかに何かございますでしょうか。

生涯学習推進課長、この植栽土の一部から鉛が検出されたということで、特に地歴というのでしょうか、そういった視点から見ると、過去にそういう原因になるものはあり得ないと。ただ、1月中に植栽土の調査を行った上というのは、これはどういうことなんですか。

生涯学習推進課長 環境局のほうの指導で、我々としても工事を早く進めたかったのですが、汚染されている部分があるなら全部除却をして新しい土に入れかえたいというお話をしたのですが、環境局としては、汚染された部分があったということであれば、植栽土についてももう少し調査をしてもらいたいと。それでどういう結果になるかということ調べるのが趣旨なのだというお話でござ

いますので、工事と並行いたしまして植栽土についてはもう少し調査をするということの指導を受けております。

澤委員長 そうということですか。局部的なものなのか、一帯が汚染されているのか。

ほかによろしゅうございますか。

2カ月おくれると、プールは実質、今年は使えないということになってしまうので、できるだけ早くというのが我々の願望ですけれども、よろしく願いいたします。

#### 5 図書・文化財課 12月事業実施結果並びに1月行事予定について

澤委員長 それでは、図書・文化財課 12月事業実施結果並びに1月行事予定について。図書・文化財課長お願いします。

図書・文化財課長 それでは、資料ナンバー4に基づきましてご説明させていただきます。

まず1ページ目でございます。12月分の図書館行事実績表です。それから、11月分のときの実績で報告したときに、五味原委員から、おはなし会等の数値が伸びている原因ということではありましたが、この伸びている原因というのはなかなかわかりません。ただ、ブックスタート事業とかもやっている関係もあって、その辺に根がついて、より集まっているのかなと感じております。

なお、12月については、クリスマス会等を実施をしておりました関係で、児童対象トータルでは30回実施しておまして986人と、11月の630人に比べますと大幅にふえております。

それから、1月の予定でございますが、2ページ目のほうに載っております。

それから、3ページ目に図書館利用集計表並びに収蔵資料数。

それからまためくっていただきまして、12月の郷土資料館の実績表でございます。郷土資料館のほうでは、「古文書を読もう」ということで、古文書教室が5回ほど行われております。

それから、めくっていただきまして、1月の予定でございます。特段、1月開催の行事予定はございません。

それから、現在の郷土資料館の1月の展示でございます。引き続きですが、平成16年度新収蔵資料展。それから、平成17年度港区指定文化財の特別展示を1月18日まで予定しております。

簡単でございますが、私からは以上でございます。

澤委員長 図書・文化財課長から12月の実績と1月の予定につきまして説明がありましたけれども、何かございますでしょうか。

五味原委員 このおはなし会ですが、この前も言いましたけど、やはりそれなりに各図書館がPRをしているとか、何かそういうことがあって、少なくとも数年前に比べるとはるかにいい結果が出ているんじゃないかと思えます。今度は、ブックスタートがいろいろと問題点が出てきている。

図書・文化財課長 委員のおっしゃるとおりだと思いますが、おはなし会については、やはり三田図書館などですと、新しい住民がふえている部分もあるようでありまして、芝浦のほうからだいぶ来ているとか、そういったことも現象としてはございます。ただ、すべてがというふうになりますと、なかなかわからない部分がございます。あと、何年も前と比較してというところは分析しておりませんのでよくわかりませんが、ブックスタートでお母さんが見えるということも、その後の

参加につながるのかなというふうに思っています。

そのようなところでございます。

五味原委員 住民がふえているという、そういう影響もありますか。

図書・文化財課長 三田図書館の館長はそう言っていました。

五味原委員 なるほど。昔はおはなし会というとな数人ぐらいで。今はみんな2けたで、唯一、三田図書館だけでしょう、4名というのは。

澤委員長 ブックスタートというのは、1月の予定でも、その対象とするのは3人とか、大体そんなものなんですか。

図書・文化財課長 対象者はもっといるはずなんですけど、やはり実施している日にいらっしゃる方がその程度の人数になると。

澤委員長 大体このぐらいの数が来てくれればということですね。

図書・文化財課長 そうです。それから、保健所で実施しています「うさちゃんくらぶ」のほうでは、これは隔月になるのですが、大体40人ぐらいが1回に来てくれます。

澤委員長 図書・文化財とは違うんですけども、けさ、テレビで、中央区の人口が一時7万ぐらいまで減ったのが、10万を超えてきたというような話も出ていました。都心3区は人口が結構ふえている。

五味原委員 でも、このおはなし会の伸びというのは人口だけではなく、やはり努力だと思いますよ。

澤委員長 人口だけじゃなくて、努力していただいている結果だと思いますけどね。

よろしゅうございますか。

## 6 指導室1月行事予定について

澤委員長 では、次、指導室1月行事予定について。指導室長、よろしく願いいたします。

指導室長 1月の行事予定を申し上げます。

今週、ことしから始まりましたサイエンスアドバイザー連絡会の2回目を行います。それから、10年経験者研修会、初任者研修会。さらに、生活指導の関係で、小中高連絡協議会というのが20日に行なわれます。そのこの参加者の中に載せてはございませんが、都立高校、それから東京工業大学附属高校、これが入っております。それと、学力向上事業の研究発表会が24日に教育センターで行われます。それから、区の研究奨励校発表、高輪台小学校です。27日の金曜日です。それから、学校訪問が30日の月曜日、麻布小学校・幼稚園がございます。

以上でございます。

澤委員長 指導室の1月の予定につきまして、指導室長から説明をもらいました。

教育長 その中で、港区ならではのものを説明してもらえますか。

澤委員長 そうですね。お願いいたします。

指導室長 国際理解教育研修会、これは英語の来年度の小学校の実施に向けた授業研究と指導方法の研修になります。それから、学力向上研究発表会も、研修ということで、学校での取り組みを

お互いに交換して、少人数指導のあり方等を含めましてやっていくものになります。それから、IT活用教育担当者研修会についても、授業研究を行って、コンピュータ、インターネットを使った研修を具体的に進めるというのも本区の独特のものでございます。初任者研修会、10年経験者研修会については、今回、港区が担当ということで、参加者は千代田・中央・港・新宿の4区でございしますが、内容的には、港区の校長先生と私も入っていますが、それから、港区の赤羽小学校の鈴木先生の授業研究ということで行っていくということでございます。

以上です。

教育長 やらねばならん、法律で悉皆研修と言いますが、初任者研修でありますかとか、あるいは10年経験者研修、こういったものは教員がそのときに必ず受けなければいけない。それから、各主任会がありますけども、この主任会はどこでも開くんですけども、各区で内容的なものは全部決めますので、その各区の特色が出るだろうと。それから、港区独自のというと、今話があったものは、ほかで、似たようなのはやっていますが、まさしくその独自性が出たということになると思うんですね。その中でも、つばさ教室連絡会というのが上から2番目にありますけれども、これはことし指導室のほうでかなり力を入れてくれているもので、今までつばさ教室に不登校の子どもたちを紹介していったり、あるいは、つばさ教室のほうから指導員の方が生活指導主任会などで報告をするというような、どちらかという一方通行的な連絡会のような形が、そうではなくて、会場をつばさ教室でやったり、教育センターでやったり、そういう工夫も含めて、かなり指導員の方と各学校の関係が密になっていったということで、こういったことも一つ一つの内容を充実させるということでもかなり教員の研修になるだろうなというふうに思います。

もう一つは、来年から国際理解事業ということで、児童・生徒の海外体験事業というのが計画事業として行われるわけです。あれは子どもだけ行かせるわけにいかないんで、当然、教職員が参加していくという話になります。これは教職員にとってもかなりの研修といえますが、そういうことにはなるだろうというふうには思って、大変期待はしているんです。

澤委員長 今、教育長が言われたように、区内でのこういった各種工夫された研修というのと、今、まさしく教育長が言われたように、子どもたちと一緒にあっても、海外に行っている見聞を広めていただく。また、それにつながると思うんですけども、昨年、たしか白金の先生だったかな、熊本市の教育委員会が内地研修というようなことで港区がお一人、お引き受けしたというような話も聞いています。そういうことも、先生方に都心の教育条件だけではなくて、いろいろ勉強していただくような機会をつくってもいいのかなという気もしております。これは個人的な考えですが。

ほかに何かございますでしょうか。

小島委員 24日の学力向上事業の件なのですが、先ほど指導室長から若干の説明があったのですが、これからやる内容だから何をやるのか分かりませんが、教育改革と学力向上が結びつくのか、そこら辺はもうテーマ的にはわかっているのですか。それとも、まだこれからのことだから、先生の発表内容を聞いてみないとわからないということなのでしょう。

指導室長 教育改革と学力向上というのは、要するに講演会の演題になっているわけですが、今

まで港区がやっている学力向上、これは昨年もやっているんですけども、学校での取り組み成果を発表して、次年度の教育課程に結びつけていただこうという、そういった意味合いでこれをやっています。

それともう一つは、保護者の方にも見ていただいて、その内容をご理解いただこうというような趣旨でそこで発表していきます。

教務主任会の研究報告というのがそこに入っています。教務主任会では、学力向上については研究していますので、これについて主任会での研究発表をそこでしていく。それから、研究校の中間報告ということで考えています。ある意味では、いろんな事業をやっていくこと自体が教育改革の一つになっておりますが、それを具体的に情報公開して広めていくという趣旨でございます。

小島委員 港区の小・中学生の学力向上につながるということですから、できれば2月の委員会で、この内容の簡単な紹介をしていただければありがたいと思います。

澤委員長 指導室長、よろしくお願いいたします。

ほかに何か。

小島委員 それから、小・中・高の安全の件なのですが、高校も含めた形では、こういう地域的な安全のサポート体制というのは初めてなのでしょうか。

指導室長 これは毎年やっている連絡協議会なんですけど、今年度の事件を踏まえ、ことしのテーマが、いろいろな視点から子どもを危険から守るという形で設定されています。これは外での声がかかるとかそういうことだけではなくて、校内の安全も含めた、高校は高校なりにどう対応しているかということです。それから、都立高校からは、都立学校で高校生が地域の子どもたちを守る、こういった取り組みをするというような高校もありましたので、このあたりももう少し詳しくということで話を聞いていただきたいというふうに考えております。

澤委員長 安全に関しては横矢委員がいますのでいかがですか。

横矢委員 みなと教育ネットのほうで動画を配信していただけるようになった件で、きょうも、あるネットの、ビッグサイトのオールアバウトというサイトがあるんですけども、その中で注目すべきサイト、子どもの防犯ということで、親子で見られるサイトというところでお勧めサイトに入れていただいておりますので、全国的にかなり多くの方に見えていただけるかなと思って期待しています。わかりやすく簡略であるということでそこでの評価はとてもよかったです。ですので、これからも頑張っていきたいと思うんですけど、今おっしゃっていたのは、これまで高校生が入ってなかったというのは、私立の場合は、中・高一貫の学校はもともと入っていましたので、去年からは高校の先生もいらしていたということもあります。

五味原委員 IT活用教育担当者、これに関しては、初級とか中級とか分けるものがあるんですか。

指導室長 これは、いわゆる技術を学ぶ研修会ではないんです。各学校でどういう活用をしていくのかを、いわゆる研究授業を通して勉強していくということですので、初級・中級という、いわゆるパソコン研修会というのは別に行われております。

五味原委員 資格のようなものが、現在は教諭の中であるのですか。

指導室長 資格というのは特にございません。ただ、研修会でいわゆる初級段階や中級段階の研修はあるんですが、例えば、初級を受けると「あなたは初級ですよ」とか、「あなたは中級ですよ」とか、そういうステータスがつくということはありません。

五味原委員 どの程度の器量の先生が、例えば1校にレベルの高い人ばかり集まっているとか、そういうことが出てきますね。この辺は考えなければいけないですね。

教育長 24日の授業研究は、小・中のどこの学校でやるんですか。

指導室長 確認をします。

教育長 教育センターと書いてある。「授業研究」と書いてあって。教育センターにパソコンはそんなにないですしね。

澤委員長 指導室長、先ほど東京都は研修等は都立校をメインにするという話をされましたけれども、それは小・中は各区に、あるいは市町村に任せる、そういう方向で東京都は動いている、そういうことですか。

指導室長 これは数年前から、特に教科の研修については各区市に研修をだんだん移行してきています。ただ、区市の教育委員会でどれだけ対応できるかということもあるのですが、10年位前に比べますと、いわゆる教科研修会の数というのは半減以下の状態です。それから、目黒にありました教職員研修センターも、水道橋の総合技術教育センターというところに一括してまとめて、都立学校の支援室といいますか、都立学校を支援する形にだんだん移るとい方向にあると思います。

澤委員長 わかりました。

指導室長 先ほどの件ですが、「教育センター」というのは誤りで、「六本木中学校」です。

## 7 その他

### (1) 教育委員行政視察について

澤委員長 ほかに何かございますか。

次長 1月22日・23日の日程により長崎市に教育委員の行政視察を行う予定です。1日目は学校教育に関するトータルな拠点として、教育センターの整備を検討するため、長崎市科学館を訪問し、実態を把握するとともに、現場の職員と意見交換等を行います。

2日目は、昨年11月にオープンした長崎歴史文化博物館を訪問し、指定管理者制度導入の経緯や運営方法等について、実態を視察の上、現場の職員と意見交換等を行います。

澤委員長 わかりました。よろしく申し上げます。

庶務課長、何かほかに報告事項はよろしゅうございますか。

## 第4 協議事項

### 1 港区教育委員会教育目標(案)について

澤委員長 それでは、日程第4、協議事項でございます。港区教育委員会教育目標(案)について。庶務課長、よろしく申し上げます。

庶務課長 それでは、港区教育委員会教育目標(案)についてご説明いたします。資料ナンバー

6をごらんください。

初めに、資料の確認をさせていただきます。1枚目、それから2枚目にわたって教育目標の改訂案です。それから、3枚目、4枚目に現行の教育目標がついておりまして、最後、5枚目が教育目標・基本方針の新旧対照表になっております。

それでは、ご説明をいたします。

この港区教育委員会教育目標ですが、平成15年度に港区基本構想及び基本計画策定に合わせて大幅な改訂を行いました。平成17年度には、「教育の港区」を実現するための新たな施策等を加えた修正を行っております。その際、港区基本計画後期3年の見直しが予定されておりましたので、その見直しをも視野に入れた改訂を行ってきたところでございます。

今回の改訂でございますけれども、この港区基本計画後期3年の素案が実際に策定されました。それとの整合性を図るといふこと、及び、昨今の社会状況、あるいは課題に対応するために修正を加えるものでございます。

では、5枚目の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。こちらを中心に、適宜案文のほうもごらんいただければというふうに思います。

まず、「教育目標」については変更はございません。「教育目標」の下にくる「基本方針」は、五つの基本方針で構成されているものですが、まず、基本方針の1、「人権教育の推進」でございます。真ん中に改訂案、それから右側に現行という形で記述を比較対照させております。(4)の男女平等教育の項目でございます。現行では、「男女平等観に立った人間形成を目指した教育を推進します」とございますが、改訂案では、「男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される男女平等教育を推進します」というふうにしてございます。これは、男女平等教育の内容が現行の記述ではわかりにくいいため、わかりやすい表現に改めるものでございます。

次に、基本方針の2、「魅力ある学校教育の推進」でございます。(5)心身障害教育の項ですが、現行は、その最後のところですが、「心身障害教育の充実を図ります」という記述になってございますが、改訂案では、「図るとともに、特別支援教育のための体制を整備します」と追加をしております。これは基本計画計上事業との整合性を図るものでございます。

(7)でございます。これは、「望ましい勤労観・職業観をはぐくみ、主体的に自らの進路を判断し選択できる『生き方』指導の充実を図ります」という記述ですが、その「望ましい」という記述の前に、「職業体験、就業体験等を通して」という文言を挿入いたします。これは、ニートなどの社会現象が問題になっておりますけれども、具体的実践例を加えることによりまして、その対応の重要性を示したものでございます。また、「はぐくみ」という字ですが、平仮名から漢字に変更しております。

次に、基本方針の3、「健全な心と体を育成する教育の推進」でございます。(7)子どもの安全・安心の項でございます。終わりから2行目、「安全確保と事故防止」の部分に「登下校時の安全確保と事故防止」というふうに、「登下校時の」という記述を挿入しております。

次に、基本方針の4につきましては変更はございません。

裏面をごらんください。基本方針の5、「生涯学習の推進」でございます。(1)の終わりから2

行目、「学習機会の提供」の部分ですけれども、改訂案では、「学習機会と情報の提供」という形で、「と情報」という部分を加えております。これは、学習機会の提供だけではなくて、情報の提供も重要であるということでございます。特に図書館の整備、IT図書館の推進など、情報提供拠点ともいうべき事業について基本計画計上事業といたしましたので、それとの整合を図っております。

最後に、(4)でございます。末尾に「特に学校施設については、地域における児童の居場所として、交流と活動を図るために整備に努めます」ということで、生涯学習、学校施設、スポーツ施設等々の施設の整備と有効活用というところですが、新たに記述を加えております。これは、放課後児童育成事業を推進するもので、これも基本計画の計上事業に対応するものです。

簡単ですが、説明は以上でございます。

澤委員長 港区教育委員会教育目標を港区の後期基本計画との整合を図って、改訂ということで、今、庶務課長から説明がありました。

どうぞ、横矢委員。

横矢委員 基本方針3の「健全な心と体を育成する教育の推進」のところで、「登下校時の」というふうに改めて入れられた部分なのですが、これでは登下校時だけというイメージが強くなってしまっているので、「特に」を入れるとか、最初にそれを入れるとか、何か考えていただいたほうがいいのではないかと思います。

庶務課長 これでございますが、前段のところで、「子どもたちが安全で安心した学校生活を送ることができるよう、学校の危機管理体制を整備する」ということで、学校の内部での安全・安心ということを含めて、この前段の部分でそれを表現しているわけでございます。後段は、「学校、家庭、地域及び関係諸機関との連携を密にして」ということでございまして、昨今、学校から外に出て、家と学校との間の登下校時の安全確保が課題になっておりますので、こちらのほうを……。意味は従前のものと変わっているわけではございませんけれども、そういった社会的情勢をかんがみて、特に登下校時の安全確保が重要であるということで、この文言を入れさせていただいたということです。

横矢委員 お気持ちはよくわかるんですが、下校後というのも大きな問題でして、下校後に遊びに行った場合、その後ということも事件が多発するような時間がありますので、外というふうに見たときに、登下校時だけとか、通学路だけとかいうような狭い形にする必要はないと思います。ただ、登下校時が大切だというお気持ちはあるわけですから、「特に」という言葉を入れるぐらいのことはできませんでしょうか。

庶務課長 それは特に、「特に」という文言を入れることには問題はないと思います。趣旨はわかります。もしそのほうがよければ、そのようにさせていただきたいと思います。

小島委員 今、横矢委員のおっしゃっているように、前段は学校全体の危機。確かにそのとおりで、後段が、学校、家庭、地域及び関係諸機関との連携を密にして この連携を密にして何の安全を確保しようという趣旨なのではないでしょうか。横矢委員が言うように、確かに登下校時に絞ってしまうと、関係機関全体で登下校時だけの安全確保になってしまう。

五味原委員 いや、「登下校時の安全確保と事故防止」と。



小島委員 だから、「登下校時の」にかかってしまうと、関係諸機関が連携して、単に登下校時だけの安全になってしまう。しかし、登下校時に限定せず広く安全を図ろうというのであれば、そこは表現を工夫したほうがよいと思います。

庶務課長 認識の中では、要するに、子どもが下校した後、どこまでが教育委員会が子どもの安全ということを確認するか、あるいは事故防止を図るかということです。社会全体で安全なり安心が脅かされているという情勢がありますので、全体としてはその必要性は十分認識しているつもりですけれども、教育委員会としては、登下校時ということの安全確保をまず図るのが第一だろうということですのでそのようにしたわけですが、今、お二人の委員から、ちょっと狭くなるのではないかとということが出たので、そこのところは工夫をしないといけないと思います。

五味原委員 これは加えていいのではないですか。

澤委員長 それがない場合には、「安全確保と事故防止」だから、どこの範囲までというのがかなり漠然としているわけですよ。ただ、昨今の状況から見ると、特に登下校時は教育委員会としても主たる責任を持ってやらなければいけない。登下校時を強調したいということなんですかね。「登下校時などの」とか、そういう表現はどうですか。何か急に狭くなったというような印象にとられると。

小島委員 だから、学校、家庭、地域及び関係諸機関との連携を密にして、では、何の安全を考えているのか、そういうことです。そうした場合に、横矢委員の言うように、登下校時だけに絞ってしまっているような表現なので、これはもう少し広い安全をお考えになったほうがいいのではないのかなと。そうすると、「特に」とか「など」とかで修飾したほうがよさそうですね。

教育長 私もこれを読んだときにそこが気になりました。気になったのですが、登下校ということに対してこれを入れたということは、本当に昨今の下校時における小学校1年生の問題、死亡事件がありましたので、ここに対応したいという思いがあった。だけど、これを入れることによって、ご指摘のように、狭くなるという、そういうとらえ方も一方にありますので、この辺ちょっと工夫をさせていただくということはどうでしょうか。

澤委員長 確かに、学校のウエートは若干小さくなるかもしれませんが、横矢委員が言われたように、帰ってきてから遊んでいるときの安全なども、これは学校というよりも、地域とか、むしろ警察なのでしょうけども、そういったことも、多分、前は含まれているんだろうと思うので。では、そういうことでよろしゅうございますか。

今の教育目標の改訂案ですけれども、ほかに何かございますでしょうか。

五味原委員 都の教育目標は変わってないですね。

庶務課長 変わってございません。

澤委員長 では、よろしゅうございますか。

## 2 港区における生涯教育の施策の方向づけについて

### (1) 学校教育の環境整備について

澤委員長 それでは、港区における生涯教育の施策の方向づけのうち、学校教育の環境整備につ

いて。教育政策担当課長、よろしくお願いいたします。

教育政策担当課長 資料番号の7番をごらんください。今、机上に配付させていただいているものでございます。表になってございます。前回、教育委員会におきまして提出した区立幼稚園での3歳児保育と実施園の検討についての基準、それに基づいて、現在の区立幼稚園12園のうち、支所区域ごとに少なくとも1園の3歳児保育の実施候補を検討していくということの表です。

「地域」ということで、芝、麻布、赤坂、高輪、芝浦港南、台場と書いてございます。これは台場地区を除き、支所名で挙げてございます。各支所管内には、次の「区立幼稚園」があるということでございます。1園のところもございませし、2園から3園あるところもございませ。網かけのところ、主にこの内容が前回お出しした評価基準に沿って項目立てているということです。「敷地面積」から「近年改築工事等実施」まで、ハード面を主に見ております。それから、工事の影響、心理的な影響、あるいは「複数学級」であるかどうか、又は「地区特性」などソフトの面から配慮する点がございませ。

これを見ていきますと、まず、ハード的な基準からいきまして、今後の施設での増改築の可能性といった判断基準があります。学級増に見合う施設規模には幼稚園設置基準のクリアが必須になりますので、隣接地購入の可能性や増改築の予定に合わせていくことが必要になってきます。

これに関して、近年に改築・改修した耐震工事等、改築・改修した幼稚園については、追加工事の影響に配慮する必要があります。

また、新たな工事に伴う園児への影響や工事の費用対効果、そういった面も検証する必要があります。

一方、ソフト的な面でございますけれども、工事の影響、特に小学校等と併設されている幼稚園の改築・改修には配慮が必要になってくるということです。

また、区域内に1園しかない場合、具体的には、芝地域の赤羽幼稚園と、台場地区のにじのはし幼稚園ですが、地域内に1園しかない場合にはこういった点も考慮する必要があります。

さらに、区域内の中心に位置する幼稚園かどうか。この表では特にあらわしてございませませんが、偏在性、中心にあるかどうかというようなことも一つのポイントになってくるかと思ひませ。

最後に、望ましい幼稚園規模を満たす場合、複数学級等、3年保育の取り組みを優先することが適正規模維持に効果があるということで考えております。

以上の建築的なハード面、それからソフトの面、この判断条件を踏まえて、事務局として支所区域ごとに3年保育が実施できる幼稚園を考えていくこととなります。

なお、1月18日から幼稚園PTA代表と意見交換、懇談会のような形で意見を伺う予定でございませ。

以上でございませ。

澤委員長 3歳児保育候補園選定のための事務局で検討した資料につきまして、教育政策担当課長から説明をもらひませけれども、何かご質問、ご意見等ございませでしょうか。

五味原委員 この幼稚園の園庭・園舎の延べ面積なり面積、それと収容園児数との間に何か基準があるのでしょうか。例えば、文科省なのか、都なのか。

教育政策担当課長 例えば園庭ですけれども、収容人数に絡んで、学級数、例えば5学級、これは3歳児保育が1学級、4歳児・5歳児が2学級ずつで5学級が前提になります。やはり文科省が示す基準がございます。5学級規模ですと、560平米以上という基準になる。それをクリアする必要が出てきますということになるかと思えます。

澤委員長 園庭の基準で、小学校の併設の場合は全然関係ないということですか。

教育政策担当課長 小学校の校庭面積については、弾力的な取り扱いになっています。

澤委員長 そういうことで、併設の小学校については大丈夫ということですね。

教育政策担当課長 先ほど申し上げた基準というのは、幼稚園設置基準というのが旧文部省から出てございます。

五味原委員 そういたしますと、この赤坂地区、高輪地区、芝浦地区、この1,266平米から、一番多い2,095平米、この1,000平米以上あるところについては、今考えられている収容定員より学級数をふやすことも可能なんですか。

教育政策担当課長 園庭としてカウントできるならば可能となります。

教育長 敷地面積で、例えば1,400平米という青南幼稚園がありますけれども、これは学習館と一緒に面積でしょう。だから、それを入れたらだめなんですよ。その辺ちょっとはっきりして。

教育政策担当課長 実際に敷地面積は、併設の施設と一緒にのところで書いてございますので、実際に園庭というところの面積を見ていただければと思います。園舎・園庭で見ていただければと思います。ですから、白金台幼稚園についていえば、669平米プラス470平米が、今現在の幼稚園の面積という形で見えていただければと思います。

澤委員長 これは、例えば白金台幼稚園の場合には、園庭は基準には満たないということですね。これだけ広くても、今の現状では。ただ、可能性として560平米以上を満足する、そういう可能性はあると。

教育政策担当課長 そういうことでございます。

五味原委員 例えば、中之町幼稚園の場合に、今、3年保育を3学級やっておりますね。この面積で、園舎のほうについては3階が増設可能になっているわけですが、そうしますと、この園庭の大きさその他からいくと、あと何学級つくることが可能なんですか。

教育政策担当課長 園庭が568平米ということでございますので、ちょうど5学級の基準になってくるのかなというふうに考えております。

五味原委員 そうすると、今以上はふやすことはできないんですね。

教育政策担当課長 今3学級ですので、あと2学級という形になるかと思えます。

五味原委員 あと2学級は可能なんですか。これで5学級。1学級何名ですか。

教育政策担当課長 1学級当たり20名という規模を考えています。

五味原委員 20名で5学級。

教育政策担当課長 そうすると、100人程度の規模ということになります。

澤委員長 ほかに何かございますか。

小島委員 今、白金台幼稚園の場合には、5学級とすると、園舎基準は満たしていますが、園庭

基準が足りないわけですね。これは説明するときに聞かれたら、園庭はどうすると答えるのですか。

教育政策担当課長 白金台幼稚園につきましては、用地の拡充、広げる用地がございますので、そういった点でクリアしていけるものと考えています。

小島委員 港南幼稚園の518平米もそうですか。若干、四十何平米足りないのですが、港南幼稚園についても用地を獲得するという説明をするのですか。

教育政策担当課長 そういった広げられる余地があるということで考えております。

次長 港南幼稚園については、港南四丁目用地を、港南小学校・港南幼稚園の建て替え用地として取得する計画があります。

五味原委員 小・中学校の跡地の問題点は出てましたね。白金幼稚園についてはあるんですか。

教育長 白金台幼稚園については、園庭というふうになっていたのを、森の部分のことをちゃんと説明しないと、おわかりいただけないですね。

小島委員 そうですね。白金の森がありましたね。

五味原委員 あの下のかぼ地はこの中には入ってないのですか。

澤委員長 本当は園庭ではないんでしょう？

教育政策担当課長 白金台幼稚園につきましては、広げる可能性があるということでとらえております。

五味原委員 その意味は？

教育政策担当課長 先ほど言いましたように、森部分を園庭用地として交渉していけるのではないかと考えています。

五味原委員 ということは、今、あの白金台幼稚園の建物部分はわかりました。園庭部分については、園庭としてここに挙げている470平米というのは、上の平坦な部分だけをとっての話ですか。斜面部分というのは園庭として除いてあるということですか。

教育政策担当課長 平坦で、子どもたちが遊んでいるところが、いわゆる園庭として考えている範囲でございますので。

五味原委員 しかし、現実には、子どもたちは下の塀のところまで行ってみんな遊んでましたね。あれは園庭と考えないのですか。

小島委員 ちょっと奥に、白金の森と称して、園庭で使っているというより……。

五味原委員 そうしますと、園庭として認められる条件というのは何かあるんですか。

教育政策担当課長 現在、子どもが認識している限りでは、1階部分にあって、2階とか屋上とかそういうのではなくて地上階で保育室等に接続しているというような場所であるというふうに認識しております。

五味原委員 これで考えたら、あそこは独立園で総面積が2,095平米あって、園舎が669平米です。これでいきますと、1,000平米以上あるわけですね。そうすると、今、ここで園庭として470平米ということは、あとの半分が借地になっているのか、それとも、用途が別になっているのか。それとも、斜面部分だから、これは園庭として認められないとあるのか。この辺をちょっと伺いたいんです。

教育政策担当課長 あの部分は、公園あるいは遊び場との関係がございますので、その辺で園庭の面積が限られているのか、その辺を調査いたします。

五味原委員 調べてください。

教育政策担当課長 はい。次回、またご報告したいと思います。

次長 確かに白金台幼稚園は、子どもたちが実際に使っているというか、それはたしか遊び場の一部ですね。それで、用途上470平米が幼稚園の園庭ということですので、今後の説明に当たっては、遊び場の一部なのか、その辺の変更の可能性はあるのか、よく調べさせていただいて、また出させていただきます。

五味原委員 お願いいたします。

澤委員長 ちょっと確認なんですけど、園舎平米というのは床面積ですか。

五味原委員 延べ床面積じゃないでしょうか？ 建物だけでしょう。

澤委員長 床面積ですよ。

教育政策担当課長 延べ床面積でございます。

澤委員長 敷地面積が白金台幼稚園の場合、ばかに広いなど。それは、いずれにしても確認していただいて、これからPTAさんに説明の予定になっているので、その辺、明解に、聞くほうがわかりやすい形にさせていただきたいなと思います。

五味原委員 これはPTA関係者その他等にご説明とするならば、なおのこと、もっとわかりやすい資料に直すことをしていただきたいと思うんです。言葉の使い方、それから、園舎、敷地面積、その他に関して、下にただし書きをつけるとか、説明をつけるとか。これはそのまま出ていくと、むしろいろいろな誤解を招いてしまう可能性さえあると思うんです。この辺十分に気をつけていただきたいと思います。

教育政策担当課長 こちらの資料を精査しまして、説明書きあるいは注をつけるなど、わかりやすい資料にしていきたいと思います。

澤委員長 それでは、よろしゅうございますか。大事なことなので、またご意見があれば、直接、教育政策担当課長のほうに言っていただければと思います。

続きまして、学務課長が退席しているので、この件は継続協議ということでよろしゅうございますか。

## (2) 社会教育の施策について

澤委員長 それでは、社会教育の施策について。生涯学習推進課長、お願いいたします。

生涯学習推進課長 本日のところは継続協議でございます。

澤委員長 それでは、継続協議といたします。

## 第5 審議事項

- 1 議案第1号 港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則
- 2 議案第2号 港区スポーツネット利用に関する規則の一部を改正する規則

澤委員長 次に、日程第5、審議事項でございます。

議案第1号 港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について。生涯学習推進課長、よろしく申し上げます。

生涯学習推進課長 それでは、お手元の教育委員会議案資料のナンバー1をごらんください。議案第1号 港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則についてでございます。これにつきましては、先日、運動場条例を改正したところですが、それに伴いまして、施行規則の一部を改正いたします。

1枚めくっていただきますと、改正の中身でございます。使用期間と使用時間について定めております別表を次のように改正いたします。庭球場の隣にフットサル場をつけ加えまして、1月4日から12月28日まで、これは休場日でございます。それから、午前8時から9時までを使用時間というふうに規定をさせていただきます。

次のページは新旧対照表でございます。下が現行、上が改正案でございます。申しわけございません。現行の欄なんですけれども、別表の「種別」の下が空欄になっております。これは「使用期間」でございます。それから、その下、「使用料」となっていますが、これは「使用時間」でございます。済みません。これは後ほど資料を新しく差しかえさせていただきたいと思っております。

澤委員長 それでは、議案第2号 港区スポーツネット利用に関する規則の一部を改正する規則について。生涯学習推進課長、説明をお願いします。

生涯学習推進課長 では、次に、議案第2号でございます。お手元の資料のナンバー2でございます。港区スポーツネット利用に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。これも先ほどの芝浦中央公園に設置いたします運動場をスポーツネットで予約を受けるということで改正するものです。

1枚めくっていただきますと、規則の中の別表第一、これは対象施設、それから利用者登録、申請の手続等についての別表ですが、そこにフットサル場を新設いたします。

続きまして、2枚目でございます。別表の第二表のほうです。これは登録の要件を定めるものでございます。ここでフットサル場について記載をいたします。在住団体5人以上、16歳以上であって主たる構成員が区内在住者であること、それから在勤団体5人以上、16歳以上であって区内事業所団体、または区内在住者・在勤者で構成する団体、それから少年団体5人以上、全員が区内在住の小中学生であって、区内在住の成人が代表者であることとなっております。

次のページが改正の新旧対照表でございます。上段が改正案、下段が現行でございます。

もう一度めくっていただきますと、これは別表の第二のほうですが、利用登録の要件について定めるものでございます。上段が改正案、下段が現行でございます。

で、本日ご審議をいただきまして、これで決まりましたら、明日施行にさせていただきたいというふうに考えております。

今後の予定でございますが、今の工事の進捗でいきますと、3月1日ぐらいからは施設として開放ができるのではないかと考えておりますので、それを目安にいたしまして現在準備の作業を進めておりまして、1月23日から各団体の登録の受付を始める予定でございます。それから、3月か

ら使用でございますので、3月分の受け付けに関しましては、現在の貸出しの規定によりまして、使用する当日に受け付けをするということになっております。例えば、3月1日であれば2月1日からその日の受け付けをするということです。これは抽選なしで申し込み順ですけれども、それを3月分については開始をする予定でございます。4月分以降につきましては、原則どおり、2カ月前の5日から予約を受け付けいたしまして、スポーツネットの中で抽選をし、結果発表をしていきたいというふうに考えております。

この周知ですが、今月の12日から各運動場、スポーツセンター、それから支所等にポスターを掲出していこうと考えております。また、21日の「広報みなと」にもこの旨を掲載していきたいと考えております。

私からのご説明は以上でございます。

澤委員長 芝浦中央公園運動場にフットサル場を開設するのに対応して、施行規則の一部を改正することと、スポーツネットの事務に関する規則の一部改正に関して、関連いたしますので一括して説明をもらいましたけれども、何かご質問等ございますでしょうか。

五味原委員 ございません。

澤委員長 小島委員、よろしゅうございますか。

小島委員 先ほどの芝公園プールが9月ごろに開場が延期になると言いましたね。それとこの条例とは全く関係ないですか。

生涯学習推進課長 はい。

澤委員長 それでは、採決に入りたいと思いますが、よろしゅうございますか。

では、議案第1号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

澤委員長 ご異議なきものと認め、議案第1号につきましては、原案どおり可決することに決定いたします。

続きまして、議案第2号、港区スポーツネット利用に関する規則の一部を改正する規則について、ご質問等ございましょうか。

ほかになければ、これより採決に入ります。

では、議案第2号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

澤委員長 ご異議なきものと認め、議案第2号につきましても、原案どおり可決することに決定いたしました。

ほかに何かございますか。

よろしゅうございますか。

「閉 会」

澤委員長 では、特にないようですので、以上をもって本日は閉会といたします。

次回は1月24日、火曜日です。変則ですけれども、奨学金の委員会があるということで、11

時開催の予定でございます。  
ありがとうございました。

(午後12時07分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 澤 孝一郎

港区教育委員会委員 小島 洋祐